

令和 8 年 8 月 31 日

法務副大臣 三谷 英弘 殿

一般社団法人日本貿易 D X 協会

代表理事 佐藤 孝徳

船荷証券等の電子化に係る商法等改正法案の

早期国会提出及び成立に関する要望

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会は、貿易手続のデジタル化を通じて我が国産業の国際競争力の強化に資することを目的に本年 6 月に設立され、貿易プラットフォーム等を提供する事業者を中心に、関係省庁・団体と制度面・実務面の課題整理に取り組んでおります。

国際貿易の現場では、アジアの近距離航路を中心に、貨物が船荷証券（B/L）原本より先に仕向港へ到着し、貨物は届いているにもかかわらず、書類が届かないため引き取れないケースが生じています。B/L は貨物の引渡しを受けるための重要な権利証券であり、原本が届かなければ、貨物が港に到着していても原則として引き取ることができません。そのため実務では、銀行・船会社等との調整の上で保証状を差し入れるなど、貨物を止めないための例外的な対応を個別に行うことが常態化しています。こうした例外対応には関係者間の確認や承認が必要となり、担当者の追加工数とリスク負担を生んでいます。

また、B/L は荷主、船会社、フォワーダー、銀行など複数の関係者をまたいで流通します。紙の原本には、発行、署名、国際郵送、受領といった工程が伴い、多数の関係者が手作業で処理しています。郵送費・保管費・人件費に加え、遅延・紛失・誤配のリスクも避けられません。原本到着が数日遅れるだけでも貨物の引取りが遅れ、追加のターミナル使用料やコンテナ滞留を招き、輸入者の在庫、生産、販売計画にまで影響が及び得ます。これは単なる書類事務の非効率ではなく、サプライチェーンを寸断しかねない制度上のボトルネックです。

技術的には eBL サービスが既に実用化されている一方、現行の日本法では電子的な記録に紙の B/L と同等の法的効力を認める一般的な制度がなく、取引当事者・銀行・船会社等が安心して標準運用へ移行する上での障壁となっています。

海外では国際商取引法委員会(UNCITRAL)の電子的移転可能記録モデル法（MLETR）採択以降、シンガポール、英国、フランス、中国などで法整備が進み、主要コンテナ船社も 2030 年までの 100%eBL 化を掲げています。eBL は既に実証段階ではなく、国際貿易の標準インフラへ移行しつつあります。

我が国でも、令和 6 年 9 月 9 日に法制審議会から「商法（船荷証券等関係）等の改正に関する要綱」が答申され、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」でも商法改正による船荷証券電子化が明記されています。しかし、答申からまもなく 2 年を迎える現在まで法案提出には至っておりません。

法整備がさらに遅れれば、国内事業者の投資・実装判断を遅らせるだけでなく、日本の貿易実務が国際的なデジタル化の進展から取り残される懸念があります。紙を前提とした商法上の制約を解消することは、貿易 DX を進めるための基盤整備として、今まさに必要です。

つきましては、船荷証券等の電子化を実現する商法等改正法案を次期国会に提出いただき、その早期成立を図っていただきますよう、伏してお願い申し上げます。

敬具